

京都市立浴場条例の一部を改正する条例（平成 30 年 12 月 21 日京都市条例第 37 号）  
（都市計画局住宅室すまいまちづくり課）

京都市立浴場は、改良住宅の適正な居住水準を確保するための施設として設置してきましたが、楽只浴場及び崇仁第三浴場については、近隣の改良住宅における浴室の設置状況が改善する見込みとなったことから、これらの浴場を廃止する必要があるため、京都市立浴場条例の一部を改正することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市立浴場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

京都市長 門川大作

京都市条例第37号

京都市立浴場条例の一部を改正する条例

京都市立浴場条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市立楽只浴場の項及び京都市立崇仁第三浴場の項を削る。

別表第2京都市立楽只浴場の項及び京都市立崇仁第三浴場の項を削る。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)